

## 第二章 木曾山林学校の誕生と草創期

明治三十三年から同四十五年まで

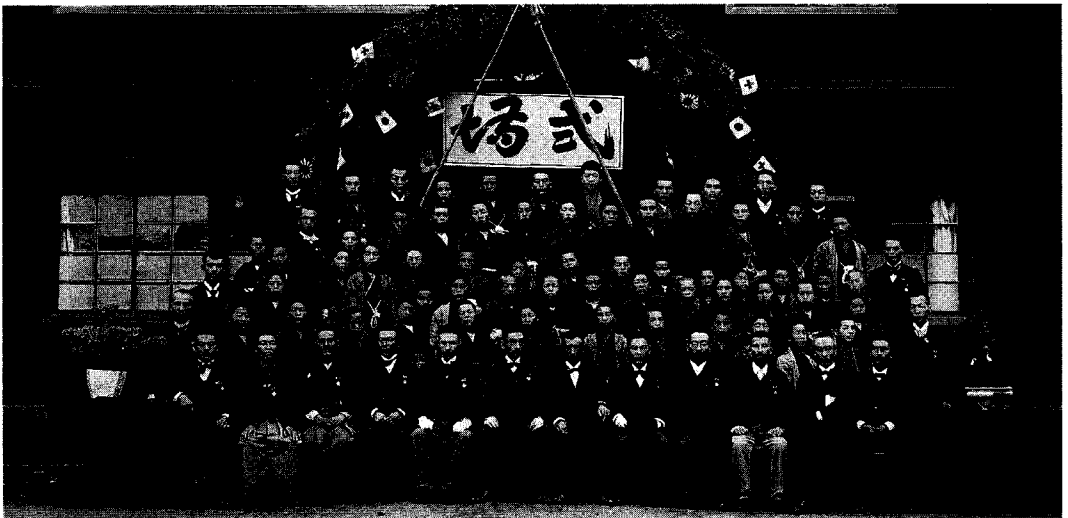
風薫る五月十五日、木曾谷は新緑の美しい季節を迎えた。

その中で、渡辺秀之丞郡長はじめ郡関係者、松田力熊校長以下、学校教職員、新入学生徒六十七名によつて、開校式が盛大に挙行された。

ついに我らが母校「木曾山林学校」が、歩み始めたのである。

時に一九〇一年（明治三四）、二〇世紀幕開けの年であった。

（写真）開校式



## はじめに

明治維新前後の激動の木曾を描いた島崎藤村の名作『夜明け前』には、街道に生き、山に生きた人々の様子がよく描かれている。

しかし、江戸時代の主要幹線路であった中山道も、東海道本線が明治二二年に開通するなど、鉄道の発達により重要性・機能性を失い、木曾十一宿と呼ばれた宿場も次第に廃れていった。さらに山は、官民有林区分問題に続く御料林編入問題に揺れ、ついに人々は生活の糧ともいべき山から締め出されていった。このように経済的に極めて苦しい状況下、西筑摩郡（現、木曾郡）の人々は浄財を出し合い、改めて学校教育に希望を託した。その学校こそ、われらが母校「西筑摩郡立甲種木曾山林学校」である。そして郡民の期待に応えた本校は、再び人々と山を結びつけたのである。

前蘇門会長の日野文平（38回）は、先輩の町村長から「明治一〇〇年の間に、郡行政の最大かつ最高の仕事が山林学校の設立であった」と教えられたという。本校設立は、まさに郡をあげての大事業であった。

山林学校設立を提唱した手塚長十教諭、ドイツ林学を本校に伝えた松田力熊初代校長らは、まだ三〇余歳の情熱あふれる青年教師である。彼らのもと郡内・県内はもとより全国から有為の若者がこの蘇門をくぐった。ある者は学校まで一月かけて歩

いてやってきた。ある者は県知事の激励を受けて来たといい、ある者は帰省するとまさに洋行帰りのような歓迎を受けたという。

林業を専門とする、わが国初の実業学校の開校は、新しい林業教育の夜明けを告げ、全国の人々が夢を託したといっても過言ではあるまい。

こうして開校した本校は、「林学は観察の学問」を重視し、普通教科のみならず、特に実験・実習に力をおいた。大平山・裏山演習林をはじめ広大な御料林も教室と化した。さらに修学旅行の重視は、全国各地の山や森林までも観察の場とした。

全国から集まった若者は、寄宿舎で共同生活をし「柴扉を出れば霜は雪の如くなれども、君は川流を汲み我は薪を拾ふ」を現出し、切磋琢磨して勉学に励んだ。

校内では校友会が組織され、開校記念行事や運動会、他各種行事に取組み、学園生活を豊かなものにしていった。特に『校友会報』発行は、師弟を結び付けるばかりでなく、卒業生全員に送られ、以後本校に学ぶもの、学んだ者の強いきずとなった。さらに内容も大学の紀要を思わせる高度なもので、地域の林業を啓発するものとなっていった。

こうして木曾の山霊に育まれた英傑は、「山を愛す」の精神のもと全国各地で活躍し、「木曾山林」の名を高らしめた。

本章では草創期の様子を概観しながら、こうした本校教育の原点を見つめてみたい。

## 第一節 山林学校創設への胎動

### 一、初等教育の普及と木曾郡

#### 1、初等教育開始と義務化

明治五年（一八七二）、明治政府は学制を頒布した。その中で最も力を入れたのは、尋常小学を開設して、すべての国民を就学させようとしたことである。教育権令といわれた、当時の筑摩県権令の永山盛輝のもと、西筑摩郡（現、木曾郡）でも早速に各村々に小学校が開設された。

当初の尋常小学は、下等小学を四年間、上等小学を四年間としたが、就学を促すため、明治十四年に改正し、更に十九年も制度的改正を行った。特に十九年の改正は、尋常小学校（四年制）と高等小学校（四年制）をおき、前者を義務教育として法制化したことである。

#### 2、就学率の向上と高等小学校の設立

各村々でも施設、設備の改善とともに、就学努力を積み重ねていった。こうして本郡では就学率も次第に上がり、明治三三年には、男女とも九〇パーセントを越えた。ちなみにこの年の

全国平均は八一パーセントであった。

高等小学校については、本郡では、一郡一校制にして、明治二一年、福島村（現、木曾福島町）に西筑摩郡組合高等小学校を設立し、長福寺を仮校舎として発足した。後、向城むかいしろに校舎を新築して全郡の生徒を集めた。

#### 3、尋常科六年、高等科二年の教育体制

明治三三年、再び小学校令が改正され、尋常・高等小学校の併置が可能になり、各町村に尋常高等小学校が誕生した。さらに四一年、小学校令が改正され、尋常小学校の義務教育が六年間に延長された。こうして以後、尋常高等小学校として、尋常科六年、高等科二年の教育体制が定着した。

このような学校制度の変遷の中で、本郡の西筑摩郡組合高等小学校は、設立以来十二年でその幕を閉じた。しかし、郡内では、その廃校舎の扱いをめぐる議論がわき起こり、当時の西筑摩郡会は、その結論に迫られていた。

### 二、学校教育の普及と実業学校令

#### 1、国の実業教育振興と実業学校令

初等教育が普及する中、殖産興業を国是とする明治政府は、

明治二十年ころから、次のような法整備を始めて、実業教育の振興に乗り出していた。

明治十六年 四月「農学校通則」公布

二六年十一月「実業補習学校規定」

二七年 六月「実業教育費国库補助法」成立

七月「簡易農学校規定」

三十年 文部省内に実業教育局の新設

三二年 二月「実業学校令」制定

「農業学校規定」公布

四月「実業学校令」施行

「実業学校令」は、実業学校の目的は「工業農業商業等ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為ス」と規定した。また山林学校は蚕業学校等と共に農業学校とみなされた。そして「農業学校規定」により、さらに甲・乙の二種に分けられた。その違いは次の通りである。

#### (入学資格)

甲種 十四歳以上、修業年限四年の高等小学校卒

乙種 十二歳以上、修業年限四年の尋常高等小学校卒

#### (修業年限)

甲種 三年、一年以内で延長が可能

乙種 三年以内

このような甲・乙二種の区別は、大正九年十二月「実業学校令」の改正で、廃止されるまで続いた。

#### 2、県下に次々と実業学校が誕生

こうした動きを受け、長野県下でも次々と実業学校が誕生していった。

明治二五年五月 郡立小県蚕業学校（現、上田東高校）開校

二八年五月 郡立上伊那簡易農学校（現、上伊那農業高校）

開校

三二年八月 木沢鶴人、私立松本戊戌学会（現、松商学園

高校）の設立準備を開始

三三年六月 市立長野商業学校（現、長野商業高校）開校

#### 三、木曾郡における実業学校設置への動き

長野県における中等教育をになった中学校は、明治十七年（一八九九）の「中学校通則」により、一県一校制であったが、三二年「中学校令」の改正により、一県に二校以上の中学校の設立が認められたので、松本中学校、ついで長野・上田・飯

田・諏訪中学校が県立になった。  
 本郡でも、初等教育が進展をみせる中、中等教育への関心が強まり、郡下からもこれら中等学校に入学する者がいた。しかし、次の「尋常中学校地域別入学者数」の表の通り、その数は他地区に比べると少ないものであった。

図2-1 尋常中学校地域別入学者数  
 (明治26-32年)

校 郡	松本 本校	長野 支校	上田 支校	飯田 支校	計
佐久		4	18		22
南北	7	6	25		38
小埴	27	6	145		178
諏訪	10	15	13		38
上伊那	7		1		8
下伊那	46	4		3	53
西筑摩	20	1		157	178
西筑摩	18				18
南安曇	244	1		31	276
南安曇	69	1	1		71
北安曇	29	1			30
更級	3	31	16		50
上高井	1	13			14
下高井	1	7	1		9
上水内	10	59			69
下水内	1	13			14
長野市	4	48			52
県外	15	20	9	7	51
計	512	230	229	198	1,169

〔長野県教育史〕巻二

佐久市中込支所蔵『学務一件 平賀村役場  
 明治三十二年』より作成

この表は明治二六年から三二年までのものであるが、中信地区で、本郡は最も少ない入学者数である。しかもこの時の西筑摩郡の中には、奈川村（現、南安曇郡奈川村）を含んだ数字であるから、実際は十八人よりさらに少ない人数となる。それは、鉄道がまだ敷設されていない時代、木曾から他郡市

へ出て勉学することは、極めて経済的な負担が大きかったことを物語るものであろう。

その一方、菁莪館以来の実学の風も強くあったであろう。本郡の中等教育への関心の高まりは、「自らの手で、木曾に実業学校の設置を」に重点がおかれていった。

#### 四、西筑摩郡会と林業巡回教師手塚長十

##### 1、郡下に実業学校の設立の機運

県下でも中等学校（中学、実業学校）が各地に設立されていく状況を踏まえ、郡民の中等学校、特に実業学校の設立機運が強まった。こうした中で、郡立高等小学校の廃校舎の利用方法と共にこの問題が論ぜられた。

前述の通り、明治三三年（一九〇〇）四月、高等小学校が各町村に設立されることになり、それまで福島町にあった郡組合立の高等小学校は廃止されることになっていた。

同年二月の西筑摩郡会において、郡立実業学校設立の提案があり、郡会は、臨時委員五名を挙げて学校の種類及び程度について詳細なる調査を始めることを決定し、実行に移したのである。

## 2、山林学校 林業巡回教師手塚長十の提唱

写2-1 手塚長十林業巡回教師  
(手塚和平子氏蔵)

この時、郡の有識者に大きな影響を与えたのが林業巡回教師の手塚長十であった。手塚は、明治四年（一八七二）南安曇郡高家村（現、豊科町高家）に生まれた。彼は長野大林区署の勤務や長野県林業手などを経て、三三年、西筑摩郡林業巡回教師に任ぜられて赴任した。

赴任後は文字通り郡内を回り林業指導にあたった。また農事巡回教師の浮田吉太郎と共に西筑摩郡農会の講習会の講師を勤めるなど、本郡の農業・林業に貢献した。

このような中で手塚は、西筑摩郡会の実業学校設立に向けて活動をはじめた委員に、林業を専門とする山林学校創設（注1）を強く提唱したのである。

## 3、本多静六博士「林学教育の振興」を講演



写2-2 故郷、埼玉県菖蒲町にある本多博士の胸像

そして同年七月、静岡で開催された大日本山林会には、本郡から調査委員等十一名（注2）が参加した。その時、参加した委員は、本多静六博士の「林学教育の振興……」なる話を聞いて感激し、林業教育の必要性に心動かされた（注3）という。

本多博士は前述の通り、開校間もない東京山林学校に苦学して学び、さらにドイツ留学を果たした。ドイツでは、ドイツ林学大成の第一人者と言われるコッタが作った、ターラント高等山林学校で林学を学び、さらにミュンヘン大学で国家経済学を学んでその学位を得た。当時、東京帝国大学農科大学の教授で、日本の林学・林業界の指導的な学者であった。本校開設後は、しばしば来校し講演及び指導にあつた人物である。

#### 4、山林学校設立の提案

こうした経過を踏まえて調査委員会では、同年一〇月郡会に、西筑摩郡に山林学校設立を提案した。

その設立を必要とする主意として、次のような点をあげた。

一、当郡福島町外十五カ村ハ古来木曾谷ト称シテ山嶽重疊ノ間ニ介在シ農耕ニ適スルノ地ハ僅々四千三百町歩ニ過ギザルニ反シテ林野ノ面積頗ル広ク御料林ノ三十四万余町歩ヲ始メトシ民有林野四万八千余町歩ノ多キニ及ベリ。

二、地況既ニ叙上ノ状態ナルヲ以テ住民ハ其生業ヲ森林ノ生産物ニ倚頼セザル可カラザルハ必然ノ勢ヒナリ、然ルニ今其ノ森林ノ状況如何ト顧ルニ、カノ御料林ガ到ル処蒼蒼タル林相ヲ呈シ所謂木曾五木ト称シテ貴重ナル樹種ニ富メルニ反シ民有林ニ至ッテハ維新以来林政頗ル弛ミ濫伐ハ其極ニ達シ荒廃ノ状見ルニ忍ビザルモノアリ、嘗テ偶ノ植林ノ挙アリシモ當時森林思想ノ幼稚ナル其計画モ空シク失敗ニ了リテ遂ニ今日ニ及ベリ、是即チ本郡ガ新ニ山林学校ヲ設立シテ斯業ニ関スル一定ノ素養アル人物ヲ養成シ一ハ以テ民有林ノ荒廃ヲ防ギ其蓄積ヲ増シ一ハ以テ郡民ガ其余恵ヲ蒙ルベキ御料林ヲ愛護スルノ精神ヲ涵養セシメ両々相俟テ其美果ヲ収メントスル所  
以ナリ。

三、加之本郡ハ全国有数ノ森林地トシテ其伐木運材法ノ如キハ

最モ我邦林業ノ模範トナルニ足ルヲ以テ茲ニ在学スル生徒ハ日常実習ノ間多大ノ便益ヲ享受スルコトヲ得テ他日公私ノ林業ニ従事スルニ際シ其独特ノ技能ヲ發揮スルコトヲ得ベシ

〔長野県立甲種木曾山林学校一覽（明40）〕

つまり本郡は、農耕地は極めて少ないが、御料林三四万余町歩、民有林野の四万八千余町歩の広大な森林があること。住民が依拠すべき民有林の荒廃が著しいこと。これに対して、山林学校を設立して、林業について一定の素養ある人材を養成し、民有林の荒廃を防ぎ、かつ御料林愛護の精神を涵養すること。

さらに、本郡は全国有数の森林地帯で、特に伐木運材法は我が国林業の模範となるもので、ここに学ぶ生徒は、大きな便益を得ることができること、即ち林業教育の最適地であることをあげ、乙種程度の山林学校を適当として答申した。

#### 5、郡会 「山林学校設立」を満場一致で可決

郡会ではこれを受け、一〇月十三日、臨時郡会を開き、答申通り、山林学校設立を満場一致で可決した。以降、開校までの日程を示すと次のようになる。

明治三三年（一九〇〇）

一〇月二十九日 郡立乙種山林学校設立の認可がおりる

十一月 八日 山林学校を福島町におくことを決定

十七日 明治三四年四月開校のための生徒募集開始

明治三四年（一九〇一）

二月二十八日 入学願書提出締切り

三月一日 入学試験

午前九時より、所在地の役場でおこない、受験者は筆、墨、硯を携帯した。

二五日 この日までに可否を連絡

四月二〇日 授業開始

五月十五日 開校式

二〇日 初代校長松田力熊着任

こうして、わが国初の林業を専門とする実業学校が、地元郡民の強い熱意と期待の中で実現した。

他に例のない山林学校の開設に当たり、その準備に奔走し、開校後も校務万端取り仕切ったのは手塚長十だった。まさに「百事草創」すべてが初めてのことで、校務も極めて多量中、先生はよくその責任を果たした（手塚長十墓碑銘）。

そしてこの手塚を助けたのが、農事巡回教師であった浮田吉太郎であった。そこへドイツ林学を学んだ初代校長松田力熊が着任したのである。

## 五、西筑摩郡民に支えられて

### 1、大きな財政負担

さて、設立を決めた西筑摩郡会は、本校の開校にあたって、大きな財政負担を強いられたことはやむをえないことであった。後述する甲種昇格の時の申請書に、その予算が示されているので図2-2に示す。

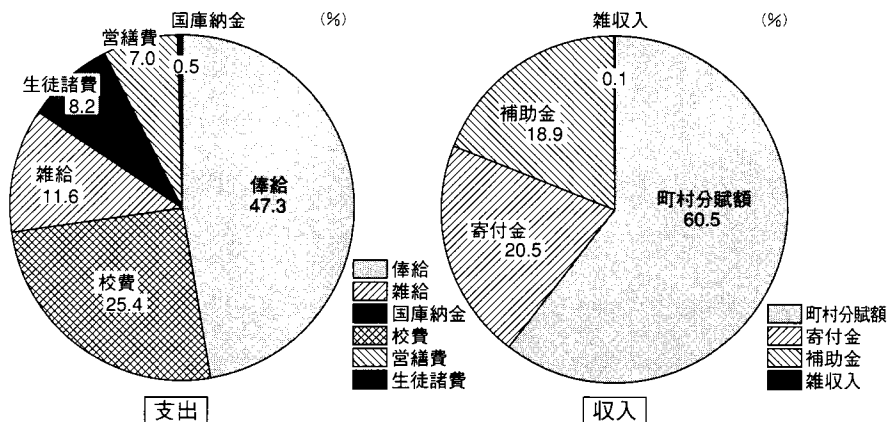
これを見ると、本校設立の予算総額六三四一円は、当時の一村分の予算に匹敵する額であった。例えば、時代は少し下るが大正元年の日義村の歳入が五五七六円、木祖村が一六二円であった（『松筑町村提要』）。

町村の分担金は、約六〇パーセントに当る三八三三円である。これとても奈川村（当時、西筑摩郡に属す）の大正元年度の予算三四七円を越える、高額なものであった（同上）。

歳出面では、予算の半分を教職員の俸給が占め、特に校長の年俸一二〇〇円という額は、当時の郡民が先生方に、いかに期待していたかがわかる。そして松田校長以下、手塚、浮田ら青年教師たちは、その期待にみごとに応えていたのである。



図 2-2 本校設立のための収入及び支出項目の割合と額



明治34年 乙種山林学校 設立予算総額 6341円 (〔長野県教育史史料編六〕)

支出	俸給	3000円	収入	町村分賦額	3833円
	校費	1610		寄付金	1300
	雑給	736		補助金	1200
	生徒諸費	520		雑収入	8
	営繕費	445		合計	6341円
	国庫納金	30			
	合計	6341円			

(注1) 輪湖正由 (1回) 編著『学園の恩人手塚長十先生を憶ふ』(昭和4年)に詳しい。

(注2) この時、郡関係者として山瀬辨治郎、伊東淳、安井正夫、松原寛三、三尾熊之助、森直吉、松原熊太郎、松井與六、他二名が出席した。これらの人々を含め長野県内から合計十九名が参加したが、大半が西筑摩郡関係者だったことになる。

(注3) 『岐蘇林友』81号(大5)

『大日本山林会報』二一五号

## 第二節 わが国初の林業専門の

### 実業学校開校

#### 一、西筑摩郡立乙種山林学校の開校式と甲種昇格

##### 1、郡関係者の心配

##### ①交通不便で高い授業料

開校に当って、郡関係者には財政負担の他に、もっと大きな不安があった。それは、待望の実業学校ではあったが、汽車もない交通不便な山の中、しかも高い授業料を払ってまで生徒が集まるか、どうかであった。

授業料は、一カ月八十銭（明治四五年）であるが、通学不可能な生徒は寄宿舎に入らざるを得ない。その費用を加え、文房具代等を入れると、一か月の必要経費は約九円になる。さらに教科書代として八円くらいはかかった。

明治三八年に卒業した第二回生で御料局木曾支庁や長野大林区署へ就職した者の初任給が十二円であるから、学校で学ぶことの費用の大きさがわかる。

##### ②苦しい郡内経済

さらに郡内の経済状態は決してよいものではなかった。中山道の宿場が、新しい時代の中で衰退し、山での仕事も地租改正とその後の官民有林区区分、御料林設置等により締め出された人々にとっては、子供を中等学校に通わせることは、なかなか容易なことではなかった。

そのようなわけで、山林学校設置を提案した調査委員も、乙種程度とした。

##### ③生徒募集の不安

実業学校令は、前述の通り、山林・林業を含む農業学校は、学校の種類を甲種、乙種に分けていた。どちらも三年間の就学期間であったが、乙種は一足早く入学や卒業ができ、すぐ農業に従事できるので、農家には喜ばれた。

しかし、甲乙間の格差は歴然としていた。すなわち、甲種卒業生には、専門学校の入学資格が与えられ、官庁への就職も可能だった。しかし、乙種卒業生には、尋常小学校卒業以上の三年課程であるから、重きは置かれず、上級学校への進学、官庁への就職、兵役令による予備将校を志願する資格もなかった。したがって、当時は、どこの乙種農学校でも甲種昇格が悲願だったという。

このような中、敢えて乙種程度の山林学校を答申したのは、やはり生徒が集まるか、否かが、最大の問題であり、より多くの生徒が集まりやすく門戸をひろげ、貧しい家の子供も入学しやすい乙種を適当と判断したのである。

#### ④不安を吹き飛ばした六十七名の入学生

しかし、このような郡関係者の不安を見事に吹き飛ばしたのは、合格して入学した六七名の生徒たちであった。中には遠く島根・石川などの県外者もあり、郡関係者の喜びは、ひとしおであった。

#### 2、新緑の中、喜びの開校式

風薫る五月十五日、木曾谷は新緑の美しい季節を迎えた。その中で、渡辺秀之丞郡長をはじめ郡関係者、松田校長以下学校教職員、それに新入学六七名の生徒達によって開校式が盛大に行われた。

校舎は、高等小学校の転用とはいえ、心意気高いものがあつた。ついに我が母校「山林学校」が歩み始めたのである。時に西暦一九〇一年、二〇世紀幕開けの年であった。



写2-3 門白堀黒赤学校と呼ばれた校舎（上沼文隆・40回・他・蔵）



写2-4 現在の福島会館と駐車場

この校舎及び校庭の場所は、現在の福島会館及び隣接する駐車場のあたりである。

## 3、開校二カ月後には甲種昇格へ

## ①甲種昇格さつそく申請

この様子を確かめた郡関係者は、開校式の翌十六日、さつそく臨時の郡会を開き、山林学校を甲種程度に申請することを決議し、六月十一日、県知事を経て、文部省に申請した。その時の模様を、渡辺郡長から押川則吉長野県知事に出された、次の申請書が如実に物語っている。

郡立山林学校ヲ甲種程度ニ変更ノ義本日稟申致候処右ハ創設ノ際既ニ甲種トスヘキハ一般ノ輿望タリシモ果シテ相当ノ生徒ヲ募集シ得ヘキヤ否ヤ且ツハ郡経済上ニ於ケル憂慮ノ点ヨリ先以テ乙種程度ニヨルモノト決定シ夫々設置ヲ了シ候次第ニ有之候得共本年生徒募集ノ結果ハ予想ニ反シ好績ヲ得タル而已ナラス却テ甲種程度ニ志望者多数ナル事実ヲ現候次第ニシテ本郡ノ頗ル満足スル処ニ有之尚熟々将来ニ於ケル経営上ニ就キ考慮ヲ尽候処乙種程度卒業生ノ実力ハ社会ノ需用ヲ満ス能ハサル哉ノ感アリ

殊ニ一般ノ意向ハ前述ノ如キ状況ニシテ甲種ニ進ムルノ必要急迫セルヲ以テ后年ヲ期シテ上進スルヨリハ寧ロ此際ニ於テ変更候方本校ノ基礎ヲ確固タラシメ將又現在生徒処分ニ就テモ好都合ト確信候間過般臨時郡会ヲ召集シ附議セシニ全ク刻下ノ実

状ニ照シ将来ヲ稽フルニ程度ヲ上進スルノ急要ナルヲ認メ全会一致ヲ以テ協賛スル所トナリ（以下略）

『木曾福島町史』卷三一

もともとは甲種を希望していたが、生徒募集、郡の財政問題から、取りあえず乙種にした。しかし、生徒募集が好成績であったこと、甲種を希望する者が多いこと、将来卒業生に対する社会の需要を考慮したこと、後で変更するよりはここで甲種に変更して学校の基礎を固めることが得策と判断したというのである。

甲種に変更した場合、現在入学している生徒は、その学歴及び学力から次のように対応するとした。

入学生七〇名<sup>マツ</sup>

本科一学年に編入 四二名

(内訳) 高等科卒業者 三六名

同等の学力を有する者 六名

予科に編入 二八名

(内訳) 高等小学を卒業していないもの

当時、高等小学校の修業年限に、二年卒業、三年卒業、四年卒業の三段階があった。そのため予科を設け、学力の充分でない生徒の、いわば学力補充コースとした。もちろん本科三年に入学を希望するものを対象としたものである。

②甲種山林学校へ 異例スピード昇格

この結果、一か月後の七月十九日には、文部大臣から「甲種」が認可された。開校直後、しかも年度途中にもかかわらず、異例のスピード昇格である。

さて、開校以来の経過を「木曾山林沿革略史」によって、見てみると次のようになる。

明治三四年

四月

教育勅語謄本を下賜せらる

四月二〇日

授業を開始す。在学生徒六十七名なり。

五月十五日

開校式を挙行す。

七月十九日

学校程度を甲種に変更し、之が認可を経たり。

是より先き程度を甲種に進むるの緊要なるを認め、同年五月十六日臨時郡会を開き、組織変更の件を議決し、之が認可を得るに至れり。

七月

実業教育国庫補助法により、同年より向ふ五ヶ年間、毎年金千二百円づつ交付の旨、文部大臣より達せらる。

十月 八日

両陛下の御真影を拝戴す。

十二月二四日

徴兵令第十三条及文官任用令第三条により、徴兵猶予、一年兵志願及び卒業生無試験にて判任文官に任用の件を文部大臣より認可せらる。

同年県費より補助として、金一千五百円、三六年度以後は、毎年二千円宛交付せらるることとなれり。

『木曾山林学校校友会々報』第九号

こうして、国、県の補助を得て、学校の財政面への補充がなされたが、依然としてその大半は、郡会が出すことには変わりがなかった。

二、初代校長松田力熊と青年教師たち

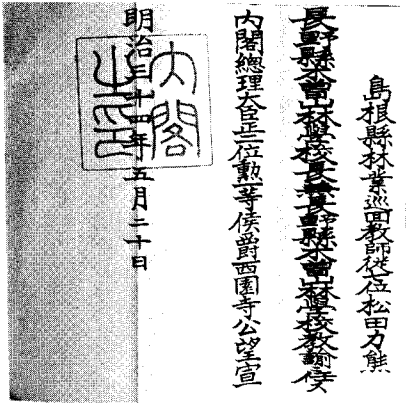
初代校長松田力熊は本校に赴任した時、数え年三二才、手塚長十も三二才、浮田吉太郎は三三才、この三人の意気軒昂な青年教師たちを中心に本校は力強く出発した。

特に、本校に近代ドイツ林学・林業をもたらした松田力熊初代校長は、島根県簸川郡朝山村（現、出雲市）出身で、明治二九年（二六才）に東京帝国大学農科大学林学科を卒業した。

卒業後は、熊本、鹿児島の大林区署に勤務後、故郷島根県の県技師、県林業巡回教師をしていた。本校には明治三四年五月赴任し四〇年九月まで、六年余にわたって勤め、その礎を築いた。



写 2-5 松田力能初代校長



写 2-6 内閣総理大臣から任命された松田校長の辞令（松田信子氏蔵）

### 第三節 草創期の本校

#### 一、松田力能初代校長の教育方針

開校後、林業教育の意気に燃える松田力能初代校長は、本校の教育方針を「林業の方面より観察したる森林教育」と題して『木曾山林学校々友会報』第一号（明治三五年十月）で、次のように発表した。

森林・林業教育の遅れと公民有林の濫伐荒廃

先ず、国家経済の膨張により国力の充実が求められている現在、各種の実業を盛んにすることが求められている。その為には実業学校を作り、その人材を養成する必要がある。その中で森林学校として全国創始の評判を得ているのが本校であるが、農業学校に比べ何故にその設置が遅れたかという点、明治維新以来、森林特に公民有林は顧みられず、濫伐荒廃し、ましてや森林教育のことまでは着眼されなかつたからである。

林業は純粹科学の応用術

今日の林業は、植物培養、保護、伐木、造材、運搬利用、造林事業、森林経営等、多種多様な知識と経験を必要とする。しかも経済的事業であり、利潤をあげるためには経済学、森林保

護の爲の法律、有益なる副産物の製造のための化学、樹木の病虫害対策として動植物学の助けがある。いわば林業は純粋科学の応用術とも言うべきものである。従つて実業学校、ことに森林学校においては、養成すべき人材は、このような種々の學術技芸に通じていなければならない。

#### 地方森林に従事すべき職責

現在の林業は、官有林（国有林、御料林）、公有林、私有林に別れている。実業学校は官吏養成学校ではないが、本校としては官業にも民業にも堪能なる人物の養成を期す。しかし、現在、特に公有・私有林の荒廢が極めて甚だしい。そのため洪水の原因ともなっている。

これらの林業を適切な経営にし、利用の道をひらくことは、国土保安上、地方経済上において最も急務なことである。そのためには多数の技術者を必要とし、本校のように地方経済で設立された学校の卒業生は、地方森林に従事すべき職責があるとした。

#### 林業技術者養成上特に注意すべき点

さらにこれらの技術者養成の任に当る学校として、特に注意すべき点として、つぎの六項目をあげた。

第一、我が国の森林の状態は至る処変化しており、各地同一の

定規で画一的には対処できない。従つて、それらの状況に対応できるために、学校においては多方面の教養を与えなければならない。そのため限られた時間内で、時間と学科の配分は適切でなければならない。

第二、実業学校は、その実業に密接に関係ある場所に設置するのがよい。当校のように全国において有名なる森林地に設けられたのは、極めて適當なる位置である。

第三、学校において授ける学理は、極めて実地に近いものでなければならぬ。

イ、森林学校においては、専門学科を授けると共に普通学科を教えなければならない。これは普通学科の素養がなければ、専門学科を理解することができない。それだけでなく、その応用力にも欠けるのである。

ロ、学理と林業の実務とは最も近づけなければならない。学校において授ける学理は森林の業務の時期に一致させることが肝要であろう。

第四、実習に重きを置かなければならない。林業においては、経営に必要な林地と苗圃（殊に試験的苗圃）は、是非設備を要する。

第五、修学旅行の必要なることである。

イ、林学は觀察の学問である。机上において、修養のみを以て効果を挙げるのできないものである。

ロ、日本の森林の状態が、各地至る所変化している事實は、

一層その必要性を認めるものである。

ハ、卒業生が各地の林業に通じて、働く場を広げることができらる。

ニ、天然林の林相之れが更新又は伐木運材事業は木曾に勝る所はないように、各地にも模範的なものがある。例えば、人工林の最も集約なる吉野林業、経済的林業を以て有名な天竜の森林、技術的に経営されつつある処の清澄山などであり、森林荒廃地における砂防工事営林なども観察すべき所である。

ホ、森林学校においては時間と経済の許す限り、進んで修学旅行を行わねばならぬ。森林学校において実際に欠くべからざる重要な事である。

第六、その専門科目以外に地方特殊の実業学科を付加すべき必要な場合がある。

イ、特に注意すべきは、森林と工業との関係である。

ロ、林産物に関係ある地方特殊の工業、若しくは将来有望なる所の工業の種類を選び森林学校に加設することは極めて必要なことである。

(以上、編集委員会要約)

### 林学は観察の学問

松田校長は、わが国の多方面の森林・林業に対応すべく、それに応じた専門学科、普通学科の必要性。机上の学問でなく実

地や現場に即した教育の重視。それが実習や修学旅行に重きをおくかたちで実現をはかろうとした。

そして、この観察・実験・実習重視の方針は、以後本校教育の根幹をなすものになった。

### 地場産業との連携

そして工業、特に地場産業との連携及びその教育の可能性にも言及したのである。後年、本校に木工専修科そして木材工芸科(後に工芸科からインテリア科へ)の設置の実現をみるのであるが、その方向を早くも示した。

### 地方林業(公私有林)の振興

また、地方林業(公私有林)の振興を力説するところは、本校が郡立であることと、松田校長が、鳥根県の林業巡回教師であった時、地道にその振興に取り組んできた体験の中から得たものである。現代に通じる貴重な視点を提起した。

しかし、国有林、御料林における林業技術者の需要は引き続き極めて強く、本校卒業生の多くはそうした官界へ多く進出していった。

### 二、学校要覧『木曾山林学校』に示された方針

それから十年後の明治四五年には、本校の学校要覧『木曾山



林学校』が出された。それには、すでに県立移管を果たした本校教育の目的が、松田校長の意を踏まえ、次のように述べられている。

本校の目的は、実業学校令及農業学校規定に基き、林業の実務に執筆せんとする者に須要なる教育をなすにあり。

今や教育は単に教化なりとの時代は、已に過去に属し、有力なる教育は、戦闘の叫喚なり。即ち学校は実務に従事し、若くは従事せんとする者に必要なる知識技能を授け、而して之を正しく運用して、幸福なる生活を遂ぐるに足るべき性格を涵養して、生存競争に堪へ得る準備を凡ての者に為さしむるを必須条件とす。(中略)

しかも普通学の知識を拡充せしむるに必要な教科を設け、且つ林業に関する各種の実習見学は、本校の最も重きを置く所にして、極力学理と実地との関係を適応密接ならしめ、実際の知識技能を修得せしむるに留意せり。

而して実習は単に技術の習熟に止まらず、心身を鍛練し堅忍の氣風を養ひ、精進力行の慣習を助長せしむる等、品性陶冶の唯一の方便たるを忘るべからず。(中略)

されば青春の危期を善導するに此等の点に留意し、且諸外邦の例に倣ひ極力検束を加へて、個人性格の修養を促し、而して知識技能の啓発に努めて、本校教養の精神を完ふせんとす。

(後略)

(編集委員会略)

学校要覧「木曾山林学校」(明45)

本校の教育方針として、林業の実務、知識技能の修得を第一にあげ、実習見学を重視し、学理と実地の結びつきを強め、社会で実際に役に立つ知識技能の修得を目指した。さらにそれを通じて心身の鍛練、品性陶冶、人格の修養も重きを置いたものであった。

こうして、松田校長の意を踏まえた本校の教育方針が整えられ、広く学校内外に公示されたのである。

### 三、学則の制定とその改正

開校に伴い学校運営の基本になる学則が定められた。明治三四年五月の時点では、乙種山林学校であったため、学則は、その冒頭を「本校ハ文部省令第九号農業学校規定中乙種ノ程度ニ依リ山林ニ必須ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トス」(第一条)とした。

#### 1、甲種昇格と学則

同年七月に甲種に昇格すると、例えば、「第一章 総則」は次のようにかわった。

長野県西筑摩郡立木曾山林学校学則

第一章 総則

第一条 本校は農業学校規定甲種程度ニ基ツキ森林ニ関スル学

理実習及普通農業ノ大意ヲ授クルヲ以テ目的トス。

第二条 本校教科ヲ分カチ本科、予科トス。

第三条 修業年限ハ本科三ヶ年、予科一ヶ年トス。

第四条 生徒ノ定員ハ本科百五十名、予科三十名トス。

〔校友会報〕第一号(明35・10月)

先ず本校の教育目的を「農業学校規定甲種程度ニ基ツキ森林

ニ関スル学理実習及普通農業ノ大意ヲ授クルヲ以テ目的トス」

とした。これはより高いレベルの森林・林業教育を目指すと共に、

広く農業分野を視野に入れたものであった。

この「農業の大意」を学ぶため、本校でも水田試作が行われた。また、本科の他に予科を置いた。これは生徒募集の困難さ

から、門戸を広げ、入学しやすくしたためであろう。学期も二

学期制をとった。

2、明治三八年学則改正 実習・修学旅行に関する規定追加

しかし明治三八年六月、学則はさらに改正され認可を得た。

それによると、先ず総則の第一条が「森林ニ関スル学理実習ヲ授クルヲ以テ目的トス」と変更された。それまでであった「普通

農業ノ大意ヲ授ク」は、削除され純粋に林業を専門とすること  
を打ち出した。これにより、全国的にも稀な、特色を持つ学校  
になった。

また予科の制度も廃止され、本科生のみとした。さらに三学  
期制に変更した。

加えて新たに第四章を設け、実習及び修学旅行に関する規定  
が加えられた。

また同年十二月長野県議会で、本校を明治三九年より、県  
立移管することを可決しているの、これら学則の改正は、本  
校の県立移管をにらんだものであったろう。

次に改正なった「長野県西筑摩郡立甲種木曾山林学校学則」  
(明治三八年六月)を示す。

〔校友会報〕五号

~~~~~

長野県西筑摩郡立甲種

木曾山林学校学則

第一章 総 則

第一条 本校ハ農業学校規程甲種程度ニ基ツキ森林ニ関スル学  
理実習ヲ授クルヲ以テ目的トス

第二条 修業年限ハ三ヶ年トス

第三条 生徒ノ定員ハ百五拾名トス

第二章 学年及学期 授業日数及休業日